

平成 29 年 9 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定および訂正のご案内

拝啓 初秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 29 年 10 月 1 日より下記の通り弊社会員規約につきまして改定をさせていただきますとともに訂正をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 29 年 10 月 1 日

内 容

【規約改定】

1. 第二章 会 員
 - (1) 第8条(会員登録)2項(3)号の改定
 - (2) 第9条(登録期間)冒頭内容の改定
2. 第三章 オークションの基本的な仕組み 第3項の改定
3. 第六章 手数料 第 25 条(手数料)「各会場手数料」
 - (1) 「アライAA小山 バン・トラックオークション手数料」の改定および料金区分の改定
 - (2) アライAA小山 「現状車&不動態コーナー」新設に伴う手数料の新設
4. 第十一章 検査規程 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程
 - (1) 第3条(処理基準) 第8項(遠隔地対応地域)の改定 別紙参照

【規約訂正】

1. 第九章 書類 第33条(譲渡書類の罰則) 第6項の内容訂正
2. 第十一章 検査規程 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程
 - (1) 第5条(非クレーム対象) 第12項の訂正
 - (2) 第7条(クレーム処理細則) 軽自動車・小型自動車・普通自動車
クレーム処理細目事項「誤記入」枠⑩の訂正
 - (3) 第7条(クレーム処理細則) トラック専用 細目事項「その他」枠⑬の訂正

【規約改定】

1. (1)第二章 会員 第8条(会員登録)2項(3)号の改定

《現在の規約》

- (3) アライAAは、会員の信用に問題があると判断した場合には、会員に対して連帯保証人の追加その他会員の信用を補完するに足りる担保の提供を要求することができるものとします。この場合会員は、直ちに必要な担保等を提供しなければならないものとします。

↓

《改訂後の規約》

- (3) アライAAは、会員または連帯保証人の信用に問題があると判断した場合には、会員に対して連帯保証人の追加・変更や、その他会員の信用を補完するに足りる担保の提供を要求することができるものとします。この場合会員は、直ちに必要な担保等を提供しなければならないものとします。

1. (2)第二章 会員 第9条 冒頭文内容の改定

《現在の規約》

会員の登録期間及び会員契約の更新は以下のとおりとしますが、アライAAは理由の如何を問わず、その裁量により会員契約の更新を拒絶することができるものとします。

↓

《改訂後の規約》

会員の登録期間及び会員契約の更新は以下のとおりとしますが、会員が更新時における新規入会と同等の基準に合致しない場合のほか、アライAAは理由の如何を問わず、その裁量により会員契約の更新を拒絶することができるものとします。

2. 第三章 オークションの基本的な仕組み 第3項の改定

《現在の規約》

- 3 売買契約の成立は、アライAAが会員に対し確認意思表示を行なったときとします。なお、確認意思表示とは、ポス・コンピュータシステムによる落札の場合において、最終応札者の使用するポス・コンピュータシステムに落札確認のブザーがなり、コンピューター画面上に落札者の会員番号が表示されることをいうものとします(インターネット等での落札も含む)。また、商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員が、商談を承諾する旨の意思表示を行なったときに、売買契約が成立するものとします。但し、アライAAにおける売買契約は本規約第47条第1項に基づくアライAAによる解除権を留保したものとし、アライAAは、出品店と落札店との間で売買契約が成立した場合であっても、出品店と落札店との関係、出品又は落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でないとは判断したときは、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとします。



《改訂後の規約》

- 3 売買契約の成立は、アライAAが会員に対し確認意思表示を行なったときとし、確認意思表示とは、次の各号のとおりとします。但し、アライAAにおける売買契約は本規約第47条第1項に基づくアライAAによる解除権を留保したものとし、アライAAは、出品者と落札者との間で売買契約が成立した場合であっても、出品者と落札者との関係、出品又は落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でないとは判断したときは、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとします。
- (1) オークション会場内でのポス席による参加又はインターネットによる参加を問わず、オークションに参加するために会員が使用するコンピューターの画面上において、落札した旨の表示がされることにより確認意思表示とします。
- (2) 商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員の承諾する旨の意思表示により、確認意思表示とします。

3.(1) 第六章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」アライAA 小山 バン・トラックオークション 手数料の改定

《現在の規約》

アライAA小山 バン・トラックオークション手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
小型・中型Ⅰ[現状・産業機械含む]	8,000円	8,000円	8,000円	12,000円	15,000円
中型Ⅱ[現状・産業機械含む]	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	18,000円
大型[現状・産業機械含む]	15,000円	15,000円	15,000円	20,000円	23,000円
特大[現状・産業機械含む]	20,000円	30,000円	30,000円	35,000円	38,000円
当日出品	上記に1,000円プラス		上記同額		
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額		
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス		
逆商談手数料	上記同額				

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。



《改訂後の規約》

アライAA小山 バン・トラックオークション(Bクラス車コーナー含む) 手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
小型・中型 I [産業機械含む]	8,000円	8,000円	8,000円	12,000円	15,000円
中型 II [産業機械含む]	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	18,000円
大型 [産業機械含む]	15,000円	15,000円	15,000円	20,000円	23,000円
特大 [産業機械含む]	20,000円	30,000円	30,000円	35,000円	38,000円
当日出品	上記に1,000円プラス		上記同額		
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額		
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス		
逆商談手数料	上記同額				

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

3.(2) 第六章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」アライAA小山 バン・トラックオークション 現状車&不動産コーナー 手数料の新設

《新設》

アライAA小山 バン・トラックオークション 現状車&不動産コーナー手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
小型・中型 I	8,000円	13,000円	8,000円	12,000円	15,000円
中型 II	10,000円	15,000円	10,000円	15,000円	18,000円
大型	15,000円	20,000円	15,000円	20,000円	23,000円
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額		
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス		
逆商談手数料	上記同額				

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

4.(1) 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)、第8項、遠隔地対応地域の改定

《改訂後の規約》

別紙 「遠隔地対応地域表」資料参照

【規約訂正】

1. 第九章 書類

第33条（譲渡書類の罰則）より、第6項の内容を訂正

（誤）

- 6 落札者の受領した譲渡書類に不備がある場合、または移転登録等の手続に弊害が生じた場合には、当該開催事務局に連絡があった日を起算日として、譲渡書類の差替を必要とする場合には、当該開催事務局に譲渡書類を提出した日を起算日として、それぞれペナルティ(10,000円)の対象とします。出品者は起算日より8日以内に登録ができる書類を当該開催事務局に提出することとし、これを遅延した場合には7日を遅延するごとにペナルティ10,000円を加算するものとします。但し、通常の書類提出期限内は、ペナルティの対象外とします。また、落札者の申告日から23日以上経過した場合は、第32条3項と同様の扱いとし、起算日は落札者からの申告日とします。

↓

（正）

- 6 落札者の受領した譲渡書類に不備がある場合、または移転登録等の手続に弊害が生じた場合には、当該開催事務局に連絡があった日を起算日として、譲渡書類の差替を必要とする場合には、当該開催事務局に譲渡書類を提出した日を起算日として、それぞれペナルティ(10,000円)の対象とします。出品者は起算日より8日以内に登録ができる書類を当該開催事務局に提出することとし、これを遅延した場合には7日を遅延するごとにペナルティ10,000円を加算するものとします。但し、通常の書類提出期限内は、ペナルティの対象外とします。また、落札者の申告日から23日以上経過した場合は、第33条3項と同様の扱いとし、起算日は落札者からの申告日とします。

2. 第十一章 検査規程

(1) 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)より、第12項の訂正

（誤）

- 12 下記車両区分に記載する内容に該当する車両(ただし、セールスポイント等、記載事項の相違は対象)

↓

（正）

- 12 下記車両区分に記載する内容に該当する車両の機関・機構・電装系

(2) 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) 軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項より、「誤記入」枠⑳走行メーターダウン、備考を訂正

(誤)

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考	
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談		
誤記入	⑳走行メーターダウン							180日	キャンセル時ペナルティ50,000円+実費。 (外部落札は車両到着24時間)。 他会場との重複ペナルティは認めません

↓

(正)

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考	
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談		
誤記入	⑳走行メーターダウン							180日	キャンセル時ペナルティ50,000円+実費。 他会場との重複ペナルティは認めません

(3) 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) トラック専用細目事項より、「その他」枠㉑福祉車両の福祉装置、クレーム対象の有無&期間を訂正

(誤)

トラック専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
その他	㉑福祉車両の福祉装置	—	4日	4日	4日	4日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満

↓

(正)

トラック専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
その他	㉑福祉車両の福祉装置	5日	5日	5日	5日	5日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満

